

くりはま花の国ほか 1 箇所
指定管理者募集要項

令和 7 年（2025 年）6 月

横須賀市建設部公園管理課

目 次

1	施設の目的及び方向性	2
2	施設の概要	2
3	申請資格	3
4	申請の手続き	5
5	提出書類等	8
6	候補者の選考	1 1
7	選考基準	1 3
8	指定管理者が行う業務	1 5
9	上記8の業務に付随して行う業務	1 6
10	管理の基準	1 7
11	指定期間	1 9
12	施設の使用料等	1 9
13	指定管理料	2 0
14	物品の帰属等	2 0
15	施設修繕及びその他調査に係る経費	2 1
16	横須賀市と指定管理者の責任分担	2 1
17	事業の継続が困難となった場合の措置	2 3
18	指定管理料の支払停止及び支払済みの指定管理料の返還等	2 3
19	指定及び協定の締結	2 3
20	業務を実施するにあたっての留意点	2 4
21	事業報告書等の提出について	2 4
22	業務の引継ぎ	2 5
23	スケジュール	2 5
24	その他	2 5
	<添付様式>	2 8

《添付資料》

資料 1	くりはま花の国ほか1箇所管理業務仕様書	資料 2	利用料金制施設の利用及び収入実績
資料 3	修繕実績	資料 4	各種エネルギー等使用状況
資料 5	備品明細	資料 6	自動販売機売上実績表
資料 7	説明会等参加申込書	資料 8	質問シート

指定管理者募集要項

横須賀市のくりはま花の国ほか1箇所指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の目的及び方向性

(1) 目的

くりはま花の国及びペリー公園は、本市を代表する公園であり、地域住民の憩いはもとより、観光の中核となる重点施設として市内外からの多くの来園者で賑わう施設です。

くりはま花の国は、広さ約2haの花畑をはじめ、園内各所で四季を通じて花々を鑑賞することができる「花の公園」であると同時に、大きな遊具広場によって親子でも楽しむことが出来ます。ファミリー層を中心に、老若男女誰もが親しめる、本市の集客の要となる公園です。

ペリー公園は、ペリー来航を記念する施設であり、市内外からの利用者に、開国の歴史を広めるための教育施設であると同時に、近隣住民が日常的に利用したり、地元イベントの会場として利用されたりするなど、地域密着型の施設という側面もあります。

(2) 方向性

今後も横須賀市を代表する観光集客施設、交流人口誘引の中核施設として、より魅力ある公園づくりに取り組んでいきます。それぞれの持つ特徴を活かし、より積極的に知的な喜び・楽しさを提供できる魅力的な施設となることを目指します。また、イベントやボランティアを通し、地域との連携を深めていくことで地域になくてはならない公園となることを目指します。

2 施設の概要

名称・所在地・建物概要など

公園名	所在地・面積	公園の概要と主な管理施設
くりはま花の国	神明町1番1 面積：572,005㎡	100万本の花が咲き乱れるコスモス・ポピー園と、県内有数のハーブ園で知られる三浦半島を代表する花と緑の名所。ゴジラの滑り台や大型遊具のある冒険ランド、大型遊具のあるハーブ園は、いつも子どもたちで賑わっています。
		○指定管理施設 (市が支払う指定管理料及び駐車場の利用料金収入により指定管理者が管理運営する施設) コスモス・ポピー園、散策路、冒険ランド、ゴジラの滑り台、アーチェリー場、エアライフル場、ハーブ園、ハーブ園遊具広場、ハーブ園ロング滑り台、管理事務所、

		県木の広場、愛の鐘、トイレ、第1駐車場、第2駐車場、パークゴルフ場駐車場 ●公園施設管理許可施設 (都市公園法第5条第1項に基づき、既存の公園施設の管理を指定管理者に許可するもの。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うことになります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。) フラワートレイン、フラワーバス、レストラン、売店、ヘルバ、倉庫、温室 ◎公園施設設置許可施設 (都市公園法第5条第1項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うことになります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。) ※令和8年4月1日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合 飲料等の自動販売機等
ペリー公園	久里浜 7 丁目 14 番 面積：7,145㎡	ペリー上陸を記念する公園で、「日本の歴史公園100選」に選ばれています。園内にあるペリー記念館には、ペリー来航に関する歴史資料等が展示されています。 ○指定管理施設 (市が支払う指定管理料及び駐車場の利用料金収入により指定管理者が管理運営する施設) ペリー記念館、上陸記念碑、トイレ ◎公園施設設置許可施設 (都市公園法第5条第1項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うことになります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。) ※令和8年4月1日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合 飲料等の自動販売機等

3 申請資格

申請者は次の(1)及び(3)の条件のすべてに該当しなければなりません。複数の団体からなる共同事業体（以下「共同事業体」という。）を結成して申請する場合は、次の(2)及び(3)の条件すべてに該当しなければなりません。

(1) 申請者に関する条件

ア 団体であること（法人格の有無を問わない）。《資格事項》

イ 団体及び代表者が次の事項に該当しないこと。《欠格事項》

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

(未成年者などで、後見人、保佐人を必要とするものなど)

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

(オ) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(カ) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

ウ 団体が、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団^{※1}及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等^{※2}でないこと。

《欠格事項》

※1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

※2 暴力団経営支配法人等とは、法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等^{※3}に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

※3 暴力団員等とは、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(2) 共同事業体に関する条件《資格事項》

ア 共同事業体を構成する団体（以下「共同事業体構成団体」という。）の数は2以上とし、それらの共同事業体構成団体の中から代表団体（以下「代表団体」という。）を選出しなければならない。

イ 共同事業体構成団体のいずれもが、上記(1)アからウの条件を全て満たすこと。

ウ 代表団体は業務の遂行に責任をもつこと。

エ 申請書提出後の代表団体及び共同事業体構成団体の変更は原則として認めない。

オ 申請書は代表団体が提出すること。

(3) 参加機会に関する条件《失格事項》

本募集に対する申請は、1 団体あたり単独または共同事業体構成団体のいずれか 1 申請のみとし、重複して申請することはできない。

4 申請の手続き

(1) 募集要項の配布

横須賀市のホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

(2) 応募者説明会

申請予定団体に対して、次のとおり説明会を実施します。

ア 開催日時

令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 2 時開始（受付は午後 1 時 30 分から）

イ 開催場所

横須賀市役所 2 号館 4 階建設部会議室（横須賀市小川町 11 番地）

ウ 参加申込み

説明会に参加を希望する団体は、件名を「くりはま花の国ほか 1 箇所指定管理者募集説明会参加申し込み」とし、**資料 7** 説明会等参加申込書を、令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時までに下記電子メールへお送りください。期限後の申込みは受け付けません。（電子メールが使用できない場合はご連絡ください。）なお、参加は 1 団体 2 名以内とします。

送信先： 電子メール pac-ep2@city.yokosuka.kanagawa.jp (横須賀市公園管理課公園活用推進担当 宛)
--

エ その他

・説明会には募集要項、仕様書を持参してください。当日の配布は行いません。

(3) 現地見学

応募者説明会に参加した団体に対し、希望した場合のみ、次のとおり現地見学会を実施します。なお、現地見学会に参加という形ではなく、各自で現地見学を行っていただいても問題ありません。

ア 開催日時

令和 7 年 7 月 9 日（水）～ 7 月 11 日（金）

イ 視察場所

くりはま花の国ほか1箇所

ウ 参加申込み

現地見学会に参加を希望する団体は、応募者説明会申込書と合わせて、**資料7**説明会等参加申込書を、令和7年7月2日（水）午後5時までに下記電子メールへお送りください。期限後の申込みは受け付けません。（電子メールが使用できない場合はご連絡ください。）なお、参加は1団体2名以内とします。

送信先： 電子メール pac-ep2@city.yokosuka.kanagawa.jp
(横須賀市公園管理課公園活用推進担当 宛)

なお、現地見学の際に説明や質問受付は行いません。質問がございましたら、下記「(4) 質問について」において、ご質問ください。

(4) 質問について

応募者説明会出席団体からの電子メールによる質問のみ受け付けます。電話、来訪などの個別の質問には対応しません。

件名は、「くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問」とし、**資料8**質問シートを下記電子メールへお送りください。

ア 受付期間

令和7年7月14日（月）から令和7年7月16日（水）までとします。

送信先： 電子メール pac-ep2@city.yokosuka.kanagawa.jp
(横須賀市公園管理課公園活用推進担当 宛)

※ 正常に受信したものについては、その旨電子メールにて通知します。

イ 記載事項

質問内容、団体名、電話番号、担当者氏名を記述してください。

ウ 留意事項

募集要項及び仕様書（選考・審査に関する事項を除く。）以外の質問及び意見については回答しません。

エ 回答について

質問の内容及び回答は、ホームページ上で公表し、個別の回答は行ないませんので、あらかじめご了承ください。

回答掲載日時：令和7年7月25日（金）午前9時頃から順次掲載予定

URL <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

(5) 申請書類提出方法

申請を行う団体は、必要な書類を次のとおり提出してください。

ア 提出期間

令和7年8月6日（水）から令和7年8月7日（木）まで

※ 受付時間は、午前9時～正午、午後1時～午後5時です。

イ 提出場所

横須賀市建設部公園管理課（2号館6階）

〒238-8550 横須賀市小川町11番地（京浜急行横須賀中央駅から徒歩7分）

電話 046-822-9562

ウ 提出方法

申請団体（共同事業体の場合は代表団体）が直接持参してください。必要な書類がすべて揃っている場合に限り、申請書類を受け付けます。（郵送、FAX、電子メール等による提出はできません。）

提出する際は、2日前までに提出日時を公園管理課公園活用推進担当に電子メールで連絡してください。なお、提出後の文書差し替え等（軽微な修正を除く）は致しかねますのでご了承ください。

送信先： 電子メール pac-ep2@city.yokosuka.kanagawa.jp (横須賀市公園管理課公園活用推進担当 宛)
--

(6) 選考審査対象からの除外（失格事項）

次の要件に該当した場合は、該当する申請を失格とし、選考の対象から除外します。

- ア 神奈川県警察本部に照会した結果、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当することが判明した場合
- イ 指定管理者選考が終了するまでの間に選考に関する照会又は要求等を申し入れた場合
- ウ 本件募集に関して、選考委員又は関係する本市職員に対し、接触を求め又は接触した場合
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- オ 本要項に違反又は逸脱した場合
- カ 提出書類等を提出期間内に提出しなかった場合
- キ その他の不正行為があった場合

5 提出書類等

(1) 申請に必要な書類

申請しようとする団体は、以下の書類を正1部、副6部（副本にはキの書類は不要）（複写可）の計7部を提出してください。また、イ（団体概要書（様式2））、キ（団体の経営状況を説明する書類）及びク（団体の活動内容等を記載した書類）は更に5部提出してください。なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

また、イ（様式2）・ウ（様式3）・ケ（様式5）・シ（様式6）・ス（様式7）・セ（様式8）・ソ（様式9）・タ（様式10）については電子データ（CD-R等に格納）も提出してください。

なお、キ（団体の経営状況を説明する書類）の順序については、共同事業体による申請の場合、各構成団体の資料を年度ごとにひとまとめにせず、構成団体ごとに分けてください。

（提出順序例 ①A社令和6年度分 ②A社令和5年度分 ③A社令和4年度分 ④B社令和6年度分 ⑤B社令和5年度分 ⑥B社令和4年度分）

※ 提出書類について、ホッチキス等は使用しないでください。

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

（様式1-2 代表団体用）（様式1-3 構成グループ（団体）用）

※共同事業体を結成して申請する場合は、代表団体が申請者となります。

イ 団体概要書（様式2）

※共同事業体での申請の場合は構成する団体ごとに作成してください。

ウ 役員等氏名一覧（様式3）

※登記簿に記載されている役員を記載してください。

役員等氏名一覧は、指定管理者選考のための審査並びに申請された団体及び当該団体の役員が、暴力団、暴力団経営支配団体又は暴力団の構成員でないことを確認するために神奈川県警察本部に照会する目的で使用します。

※共同事業体での申請の場合は構成する団体ごとに作成してください。

エ 団体であることを証する書類

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

（ア） 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類

（イ） 法人の場合は登記簿謄本、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合は同条第12項の証明書、その他の団体の場合は構成員名簿又はこれらに相当する書類

オ 団体又はその代表者が申請資格の欠格の事由に該当しないことを証する書類

（ア） 申請の前事業年度の法人市民税領収書の写し又は納税証明書（法人事業者に限る）

（イ） 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3）

※ 横須賀市税の納付確認は、横須賀市で行うことを申請における同意事項とさせていただきます。

申請団体所在地 (通常は本社を登記している場所)	横須賀市内	横須賀市外
申請の前事業年度の 法人市民税領収書の写し又は 納税証明書	提出不要 (本市が調査)	要提出
消費税及び地方消費税の納税証明書(その3)	要提出	要提出

※ 事業所を複数所有している事業者については、申請先(本社等)を基準として書類を提出してください。(事業所ごとに納税証明書等を揃える必要はありません。)
ただし、共同事業体で申請する場合は、構成する団体全ての本社分の書類を提出してください。

カ 共同事業体協定書兼委任状(様式4)
共同事業体での申請の場合のみ提出してください。

キ 団体の経営状況を説明する書類

※提出の際は、事業年度ごとに以下の丸数字の順番に揃えて提出してください。
※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。
(共同事業体の場合は、構成団体ごとに同様の順番に揃えて提出してください。)

(ア) 法人税の確定申告を行っている団体

以下の書類(ただし、⑪を除く。)について直近3か年分(直近3事業年度)を提出してください。

- ① 法人税の確定申告書の控えの写し(電子申告の場合は、税務署から送付された「受信通知」を添付)
- ② 確定申告書別表の写し(税務署受付印のあるもの、確定申告の際に確定申告書に添付したすべての書類(別表1～16)を含む。)
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 法人事業概況説明書
- ⑤ 貸借対照表
- ⑥ 損益計算書(販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む。)又は
正味財産増減計算書
- ⑦ 株主資本等変動計算書
- ⑧ 個別注記表
- ⑨ 附属明細書

- ⑩ 財産目録又はこれらに相当する書類
- ⑪ 登記簿謄本（申請日から3か月以内に発行されたもの。複写可）

（イ）上記（ア）以外の団体（申請時に設立から1年を経過していない団体を除く）

以下の書類（ただし、⑦を除く。）について直近3か年分（直近3事業年度）を提出してください。

- ① 勘定科目内訳明細書又は勘定科目内訳明細書に相当する書類
- ② 貸借対照表
- ③ 損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む）若しくは収支計算書又はこれらに相当する書類
- ④ 個別注記表
- ⑤ 附属明細書
- ⑥ 財産目録又はこれらに相当する書類
- ⑦ 登記簿謄本（申請日から3か月以内に発行されたもの。複写可。）

（ウ）申請時において、設立から1年を経過していない団体

- ① 設立時における貸借対照表又は財産目録
- ② 収支予算書
- ③ 附属明細書
- ④ 登記簿謄本（申請日から3か月以内に発行されたもの。複写可。）

上記の書類について、提出することができない特別な事情がある場合や、提出済みのほかの書類が上記の書類に相当する場合は、その旨を記載した理由書（任意様式）を提出してください。

ク 団体の活動内容等を記載した書類（会社パンフレットなど）（任意様式）

※共同事業体での申請の場合は構成する団体ごとに作成してください。

ケ 管理実績、障害者雇用、所在地区分申告書（様式5）

※共同事業体での申請の場合は構成する団体ごとに作成してください。

コ 労働基準確認書類（就業規則の写し、労働条件通知書のひな形、時間外労働・休日労働協定届（36協定届）の写し、労働保険概算保険料申告書の写し、社会保険料納入告知書（納付書）の写し）

※就業規則と時間外労働・休日労働協定届の写しは、労働基準監督署の受領印が押印されている頁のみ。社会保険料納入告知書は直近のもの。

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

サ 障害者雇用確認書類（障害者雇用状況報告書の写し）

※障害者雇用状況報告書の写しは、ハローワークの受領印が押印されているもの。

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

シ 事業計画書（様式6）

ス 実施予定表（様式7）

セ 人員配置計画書（様式8）

ソ 収支予算書（様式9 令和8年度～令和12年度）

タ 指定申請にかかる誓約書（様式10）

（2）申請にあたっての留意事項

ア 申請書類等の著作権は申請者に帰属しますが、本市が選考結果の公表等で必要であると認める場合には、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。

イ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。

ウ 申請書類の修正（軽微な修正を除く）は認めません。

エ 申請書類は、上記の申請に必要な書類が提出されたことをもって選考の対象とさせていただきます。市所定様式以外の記載内容の不備や落丁等については、原則としてそのまま審査させていただきますので、十分にご注意ください。（特に、「団体の経営状況を説明する書類」については、不備があると審査結果に影響する場合があります。）

オ 提出された申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

カ 申請書類は、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）に基づく開示請求対象の公文書となります（詳細は、12ページ 6-（2）「申請団体名等の公表」を参照）。

6 候補者の選考

（1）選考方法

応募団体のうち、次の要件について、必要と認める申請基準を満たす団体の中から、評価点の合計が最も高い団体を指定管理者候補として選考します。

なお、選考にあたっては、指定管理者として選考する団体の最低基準点を次のとおり設定します。したがって、選考委員会で全委員の評価点合計が最低基準点に満たない場合、申請

団体の中で最高得点の団体であっても、指定管理者として選考されない場合があります。

最低基準点・基礎項目評価の合計点が 65 点以上

- ・提案評価の「(1)法令遵守」「(2)施設管理」「(3)利用者への配慮」「(4)リスクへの対応」の各項目の選考委員全員の合計点が 5 点以上
- ・総得点が満点の 60%以上

選考は「くりはま花の国ほか 1 箇所指定管理者選考委員会」において次の方法により行います。

ア 資格審査

本要項の申請資格をすべて満たすことが確認された場合に限り、本審査の対象とします。

イ 本審査

(ア) 方法

書類、プレゼンテーション（9 月下旬を予定）及び質疑による審査を行い、最も優れていると認める団体を選考します。プレゼンテーションとその質疑を含む選考委員会は、財務状況など申請団体の評価に関する意見交換等を除き公開します。なお、基礎項目評価の合計点が 65 点未満の場合は、その時点で不合格とし、プレゼンテーションへ進めないものとします。

※ プレゼンテーションの日時・場所については、申請者へ後日連絡します。

(イ) 選考結果の通知

選考結果の通知については、全ての申請者に書面により通知します。なお、共同事業体を結成して申請した場合は、代表団体宛に通知します。

また、選考された団体に対しては、協定締結に関する手続きについても、併せて通知します。

(2) 申請団体名等の公表

選考結果については、ホームページ等で公表します。

ア 公表される情報

指定管理者指定申請（応募）をした場合は、選定されなかった団体※も含め、①申請団体名、②申請団体の概要（代表者、資本金、従業員数など）、③選考順位、④総得点、基礎項目評価点（合計点のみ）及び提案評価点（合計点及び各項目の得点）、※総得点及び提案評価点は選考委員全員の合計点とします。⑤選考委員会の総評、⑥管理運営費提案額（管理経費提案額）を公表します。

また、申請書類（上記①～⑥を除く情報）は市民からの公文書公開請求の対象文書となり、請求があった場合は当該団体に公開の可否を照会したうえで、非公開情報を除き公開します。

イ 公表の時期

市議会における指定議案の議決後に公表します。

※公開プレゼンテーション開催日の1日前以後(土・日曜日及び祝日を除く)に辞退した場合、公開プレゼンテーションへの参加の有無に関わらず、上記アに定める情報を公表します。

基礎項目評価が最低基準点に満たず、プレゼンテーションに進めなかった団体も公表の対象となります。

7 選考基準

指定管理者の選考基準は、次のとおりです。評価点の合計が最も高い団体を指定管理者候補として選考します。

1 基礎項目評価

項目	評価基準		
	得点		
(1) 財務状況	優	可	劣
	50	25	0
(2) 管理実績	同種 指定管理	同種施設or 他指定管理	実績なし
	30	15	0
(3) 労働基準	不備なし		不備あり
	20		0
(4) 障害者雇用	達成		未達成
	20		0
(5) 所在区分	市内	準市内	それ以外
	30	15	0
計：最高150点（65点未満不合格）			

※共同事業体での申請の場合、得点は各団体の得点の平均値となります。

2 提案評価

項目	評価基準		
	得点		
	A	B	C
(1) 法令遵守	10	5	0
関連する法令、条例等を理解し、遵守するとともに、個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されるか。			

(2) 施設管理	10	5	0
仕様書等に基づいた施設管理を行えるか。また、施設管理を行う中で生じる施設課題に適切に対応し安全で快適な環境が確保されるか。			
(3) 利用者への配慮	10	5	0
利用者間や不適切な施設利用者とのトラブル、近隣住民の苦情・要望等への真摯な対応を適切に行うことができるか。また、子供から高齢者、障害者までニーズに合った利用者へ配慮した接遇やサービスは提案されているか。			
(4) リスクへの対応	10	5	0
事故を未然に防ぐとともに、事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられるか。			
(5) 障害者、男女共同参画及び多様な性への配慮	10	5	0
障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮、女性の雇用やワークライフバランスの実現に向けた取組など男女共同参画への配慮及び多様な性に関する差別やハラスメントの禁止に関する社内規定の整備や多様な性に関する研修の受講、多様な性も考慮した福利厚生の提供、顧客や取引先など外部に向けた環境整備やサービスの取組など多様な性への配慮が見込まれるか。			
(6) 地域貢献	10	5	0
地元人材の雇用、市内中小企業等への発注、市内の団体・施設・企業等との連携など、積極的で具体的な地域貢献が見込まれるか。			
(7) 人員体制	10	5	0
必要人員の確保、適正な配置及び研修などの人材育成は十分に計画されているか。人件費の設定は適切か。			
(8) 「花」をテーマとした魅力的な事業の提案	50	25	0
くりはま花の国において、その名に相応しい花の植栽計画及びそれを活かした事業及びその訴求の具体的な企画・提案がされているか。今ある価値を増大させ、さらに新たな魅力の創出につながる新規性はあるか。 また、メディアやSNSなどを活用した効果的な広報手段が提案されているか。			

(9) 施設を活かした魅力的な事業の提案			
①くりはま花の国において、魅力的なサービスの提案や、施設の利活用が具体的に企画されているか。 今ある価値を増大させ、さらに新たな魅力の創出につながる新規性はあるか。また、その目的を具現化するために管理許可施設の積極的な活用の具体的な提案やメディアやSNSなどを活用した効果的な広報手段の提案がなされているか。	20	10	0
②ペリー公園・記念館の来園者が開国の歴史にふれ、その知的な満足を得られるサービスの提案や施設の積極的な利活用の具体的な提案がなされているか。 また、メディアやSNSなどを活用した効果的な広報手段が提案されているか。	10	5	0
(10) 駐車場の活用に関する新たな提案			
くりはま花の国駐車場の利用料金について、近隣施設や同種の公園の状況を踏まえ、民間事業者が有するノウハウを活かした新たな利用料金が提案されているか。 また、繁忙期において懸案事項となっている駐車場待機列に対する具体的な対応方法が提案されているか。	10	5	0
(11) 地元団体との積極的な連携			
両公園において、提案事業等における地元団体(観光協会、商店会等)との積極的な連携が見込めるか。また、公園ボランティア等、地元活力の積極的な助力と、参加者の高い満足度が得られる取り組みが期待できるか。	10	5	0
(12) 指定管理料			
指定管理料の削減が見込まれるか。また、経費の削減分を活用した市民サービスなどの有効活用が見込まれるか。	20	10	0
計：最高950点（190点×5人）			
合計：最高1,100点			

8 指定管理者が行う業務

- (1) くりはま花の国ほか1箇所の施設及び設備の運営に関すること。
- (2) くりはま花の国ほか1箇所の施設及び設備の維持管理に関すること。

- (3) くりはま花の国ほか1箇所の施設のうち有料で使用するものの使用の許可に関する事。
- (4) くりはま花の国ほか1箇所でを行う都市公園条例第9条第1項第2号に基づく公園内行為許可に関する事。
- (5) くりはま花の国ほか1箇所でを行う新設施設等の式典補助に関する事。
- (6) くりはま花の国ほか1箇所の紹介に関する事。
- (7) その他市長が定める業務

※ 詳細については、各施設の「くりはま花の国ほか1箇所管理業務仕様書」を参照してください。

9 上記8の業務に付随して行う業務

- (1) 公園内行為許可に伴う使用料の収納に関する事。
- (2) アーチェリー場、エアライフル場の使用料の収納に関する事。
- (3) 指定公金事務取扱者への公金事務の委託に関する事。
- (4) 公園施設管理許可による施設（以下「管理許可施設」）の管理運営に関する事。

下記の施設は、指定管理者決定後、都市公園法第5条第1項及び都市公園条例第13条第2号により、公園施設管理許可による管理をお願いします。管理許可施設の詳細は、資料1を参照してください。

公園施設管理許可は、指定期間中、毎年度、更新申請が必要です。

公園施設管理許可にかかる公園使用料については、都市公園条例第20条に基づく額とし、下記表の有料施設については繁忙期となる4月、5月、9月、10月については有料とし、他の期間は原則免除します。但し今後、有料期間の延長の検討をすることとし、その際は協議を実施するものとします。支払方法は、本市及び指定管理者による協議のうえ、別途定めるものとします。

管理許可施設の管理運営にかかる経費には、利用料金収入及び指定管理料は充当できません（独立採算です。）。なお、管理許可施設からの収入も指定管理者のものとなりますので、指定管理施設の管理経費への充当は不要です（ただし、余剰金を指定管理施設の管理経費に充てることは可能です。）。また、管理許可施設の管理運営に係る収支を、施設ごとに、毎月記録し、毎月市に報告してください。

有料対象施設

公園名	施設名
くりはま花の国	レストラン（厨房及びレストランフロア） 月額 268,320 円
	売店（コスモス館） 月額 103,200 円
	売店（ハーブ園） 月額 12,900 円
	売店（冒険ランド） 月額 21,930 円

減免対象施設

公園名	施設名
くりはま花の国	フラワートレイン、フラワーバス、レストラン（厨房及びレストランフロア以外）倉庫、温室

（５） 自動販売機の設置に関すること。

利用者の利便性を図るため、指定管理者の責任において自動販売機を設置し、飲料等の提供を行ってください。設置の条件等は、**資料 1** 仕様書のとおりとします。

10 管理の基準

（１） 施設の供用期間及び供用時間 （※公園への入園は、終日自由）

公園名	供用期間及び時間のある施設	
くりはま花の国	ハーブ園	通年 9：00～17：00 供用日：1月4日から12月28日まで ※足湯は毎週月曜日定休※
	アーチェリー場	通年 8：30～21：00 通年 8：30～17：00（団体） 供用日：1月4日から12月28日まで 毎週月曜日定休※
	エアライフル場	通年 8：30～21：00 通年 8：30～17：00（団体） 供用日：1月4日から12月28日まで 毎週月曜日定休※
	第1駐車場	通年 8：00～17：00
	第2駐車場	通年 5：30～20：30
ペリー公園	ペリー記念館	年間 9：00～16：30 供用日：1月4日から12月28日まで 毎週月曜日定休※

横須賀市都市公園条例（昭和34年4月1日条例第18号。以下「条例」という。）に従わなければならない。

※毎週月曜日定休の定休日に関しては、その日が休日に当たるときはその翌日（その日が5月4日又は5月5日に当たるときは5月6日）

※休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日です。

※供用日の変更（整備等による休日）及び時間の延長等を実施する場合は、市の承諾を得なくてはなりません。

(2) 施設使用の制限に関する事項

使用の制限に関する事項については、その都度、市と協議を行うものとします。

(3) 施設使用の許可

都市公園条例及び都市公園条例施行規則に従い、指定管理者が有料公園施設（アーチェリー場、エアライフル場、第1駐車場及び第2駐車場）の使用を許可するものとします。

(4) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託してはいけません。

ただし、業務の効率性等を考慮し、業務の一部を第三者に委託することができますが、その場合は、あらかじめ市の承諾を受けなければなりません。

(5) 遵守すべき法令等

- ア 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- イ 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ウ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- エ 横須賀市都市公園条例、横須賀市都市公園条例施行規則
- オ その他、業務に関係する法令等

(6) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、指定管理業務における個人情報の適切な取扱い及び管理に努め、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとします。

なお、指定管理業務に係る個人情報に関する本人からの開示の請求等に関し、請求に応じる手続等の必要な事項について、指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程を定めていただきます。

(7) 情報公開

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、情報公開規程を定め、適正な情報公開を行うこととします。

(8) 行政手続

指定管理者は、くりはま花の国ほか1箇所に係る処分権限を有する主体として位置付けられ、横須賀市行政手続条例が適用されます。

公正の確保と透明性の向上を図るため、施設使用の申請に対する許可の審査基準、許可の取消しの不利益処分の基準（処分基準）を明らかにするとともに、作成された審査基準等については、各施設において公表することとします。

(9) 文書管理

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、文書管理規程を作成し、適正に管理しなければなりません。

(10) 守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己利益のために使用したりしてはいけません。このことは、指定管理期間が終了した後も同様です。

(11) 災害対応等

災害等発生時に備え、対応マニュアルを作成いただき、業務従事者に対して訓練や研修を実施しなければなりません。

また、市が当該管理施設を災害等の対策に使用することを決定した場合は、市の指示に従って災害対策に関する業務に協力していただきます。

(12) その他の管理の基準

新たに指定管理者が施設（ベンチや遊具など）を設置する場合、市と事前協議のうえ、市が定める申請書を提出し、許可を受けなくてはなりません。

11 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

12 利用料金

くりはま花の国の第1駐車場、第2駐車場及びパークゴルフ場駐車場では利用料金制を採用しており、施設の利用料金は指定管理者の収入とします。

(1) 利用料金の額

利用料金の額は都市公園条例及び都市公園条例施行規則に定める額とします（利用料金には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。）。

(2) 利用料金の引き継ぎ等

令和8年4月1日以降の施設利用にかかる料金を令和8年3月31日までの指定管理者（以下、「前指定管理者」という。）が収受している場合は、令和8年4月1日以降の指定管理者（以下、「現指定管理者」という。）は当該料金を市から引き継ぐこととし、当該施設利用に関し、令和8年4月1日以降に都市公園条例の規定により利用料金を還付する場合は、現指定管理者が還付することとします。

(3) 消費税・法人税等

指定管理者は、消費税及び地方消費税、法人税、法人事業税等の納税義務を負う場合があります。

13 指定管理料

くりはま花の国ほか1箇所の管理に要する経費は、上記利用料金の収入及び本市が支払う指定管理料によって賄うものとします。(アーチェリー場、エアライフル場の使用料は市の歳入であるため算入しないでください)

指定期間中の指定管理料の額については、次の上限額の範囲内で提案してください。(自主事業※¹を計画する場合は、自主事業によって生じた剰余金を管理経費に充てることは可能です。その場合は、利用料金収入と当該剰余金の想定額を考慮して指定管理料をご提案ください。ただし、自主事業にかかる経費は施設管理経費に算入することは出来ません。)なお、この上限額には自動販売機設置業務※²に係る収支は含まれておりませんので、提案額算出の際には、管理経費総額から「自動販売機設置業務収入からの充当分」を差し引いてください。

また、管理許可施設※³の管理運営にかかる経費には、くりはま花の国の第1駐車場、第2駐車場及びパークゴルフ場駐車場利用料金収入及び指定管理料は充当できないため(独立採算です)、上限額には管理許可施設の管理運営にかかる経費は含まれていません。ただし、管理許可施設からの収入も指定管理者のものとなりますので、指定管理施設の管理運営にかかる経費への充当は不要です(ただし、剰余金を指定管理施設の管理経費に充てることは可能です。)

提案上限額 752,715 千円

(年度別上限額 令和8年度 148,543 千円、令和9年度 158,543 千円、
令和10年度 148,543 千円、令和11年度 148,543 千円、
令和12年度 148,543 千円)

指定管理料は、本市市議会の議決を得て債務負担行為を設定し、指定期間中の指定管理料総額を確保します。

なお、指定管理料は原則として精算しません。

指定管理料の支払方法は、別途年度協定で定めるものとします。

※¹ 「自主事業」については、下記24 (1)「自主事業」を参照してください。

※² 「自動販売機設置業務」については、上記9(5)「自動販売機の設置に関すること」を参照してください。

※³ 「管理許可施設」については、上記9(4)「公園施設管理許可による施設(以下「管理許可施設」)の管理運営に関すること。」及び資料1仕様書を参照してください。

14 物品の帰属等

市が指定管理者に無償で貸与する物品は資料5備品明細のとおりです。

指定管理者は、市が貸与する物品について、別途定める帳簿を備え、本市物品会計規則及び関係法令に基づいて管理を行うものとします。

なお、施設において使用する物品の30万円以下の交換(購入)及び修繕は、指定管理者が行うこととし、交換又は修繕した後の所有権は市に帰属することとします。

管理許可施設において使用する物品は、(本市が貸与する物品を除き)指定管理者の費用により用意することとし(指定管理料の充当不可)、指定管理者の費用により用意した物品と本市が貸与する物品の交換(購入)及び修繕についても、指定管理者が行うこととします(指定管理料の充当不可)。なお、本市が貸与する物品を修繕した場合には、物品の所有権は引き続き市に

帰属することとし、本市が貸与する物品を交換（購入）した場合には、物品の所有権は指定管理者に帰属することとします。また、本市が貸与する物品を交換（購入）又は廃棄する場合には、交換（購入）又は廃棄にかかる費用は全て指定管理者の責任と費用により行い（指定管理料の充当不可）、あらかじめ市の承認を得ることとします。

※交換とは、当該物品自体を入れ替えることを指し、部品の交換等は修繕に該当します。

15 施設修繕及びその他調査に係る経費

管理施設等の修繕及びその他調査については、1件につき30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものは指定管理者が行うものとします。

16 横須賀市と指定管理者の責任分担

項 目	内 容	市	指定管理者 (応募団体)	備 考
応募	応募（申請）に関して必要となる費用		○	
協定締結に至らなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○	
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○	
不履行	市が協定内容を不履行	○		
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○	
経費の増大・増加	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○	
	市側の要因による運営費用の増大	○		
	人件費、物件費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○	注1
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加（本項目の上記内容を除く）	○		
作成書類の誤り	市の書類（仕様書等）の誤りによるもの	○		
	指定管理者が申請した内容（事業計画書等）の誤りによるもの		○	
利用者・住民対応	指定管理業務に関する苦情等		○	
情報の安全管理	市の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等	○		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等		○	
要求水準の未達成	協定等により定めた管理運営の要求水準が不適合な場合の対策経費の増加や指定管理料の減額等		○	
需要の変動	需要の見込み違いや競合施設等による需要変動による収入減及び経費増加		○	
施設・設備・備品等の損傷	経年劣化及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない施設・設備・備品等の損傷のうち修繕費及び調査費等が30万円以下のもの		○	
	経年劣化及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない施設・設備・備品等の損傷のうち修繕費及び調査費等が30	○		

	万円を超えるもの			
	管理許可施設の備品の損傷（指定管理料の充当不可）		○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		○	
	第三者の行為から生じた損傷であって、相手方が特定できるが支払い能力がない場合	△	△	双方協議
	自然災害（地震、台風など）等による施設・設備・備品等の損傷	△	△	双方協議
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷	○		
備品・消耗品の購入	施設の管理上必要な備品の更新及び購入のうち、その費用が30万円以下のもの		○	
	施設の管理上必要な備品の更新及び購入のうち、その費用が30万円を超えるもの	○		
	消耗品の購入		○	
都市公園条例に基づく使用許可	占用・設置・行為（都市公園条例9条第1項第2号に基づくもの）・広告の許可	○		
	上記許可の現地監督業務		○	
	公園使用料減免の許可	○		
	有料施設使用許可		○	
保険の加入	業務運営上必要な保険への加入		○	
施設の改修工事	業務運営上必要となる改修工事	○		
事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○	
	施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合（騒音、振動、悪臭の発生等）		○	
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○		
	上記以外の場合	△	△	双方協議
業務終了時の経費	指定期間の満了又は指定期間途中における指定取り消しに伴う撤収費用		○	
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴動等による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	△	△	双方協議
新型インフルエンザ等の感染症による影響	新型インフルエンザ等の感染症による指定管理業務及び指定管理に関する収支等への影響に係る負担等	△	△	双方協議

注1 光熱水費等の経費が急激に上昇し、管理に支障をきたす場合は双方協議。

※ 上記以外のことで疑義が生じたときは、双方協議の上、定めるものとします。

17 事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりとします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることがあります。

もし、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、市は指定管理者の取り消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

なお、指定管理者が共同事業体で、その構成団体の一部（代表団体を除く）が業務の継続が困難となった場合には、残存する構成団体によって業務が継続できると市が認めたときは、業務の継続を認めることがあります。

(2) 指定が取消された場合等の賠償

上記により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市に対してそのことにより生じた損害を賠償しなければなりません。

(3) 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、市と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議するものとします。その結果、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の取消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。

18 指定管理料の支払停止及び支払済みの指定管理料の返還等

指定管理者が管理業務の全部又は一部を行わなかった場合において、市が指定管理者に対して是正指示を行ったにもかかわらず、是正がされないときは、市は指定管理者に対して支払う予定の指定管理料の全部又は一部を支払わないこととし、支払い済みの指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができるものとします。

また、市が指定管理者に対して管理業務に関する損害賠償請求権を有する場合は、指定管理者の有する指定管理料請求権と当該損害賠償請求権を相殺した上で、市が指定管理者に対して指定管理料を支払うことができるものとします。

19 指定及び協定の締結

(1) 指定手続き

選考された団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を横須賀市議会に対して提出し、議決された場合に指定管理者として横須賀市長が指定します。指定にあたっては、当該団体に対し文書で通知します。

横須賀市議会への提出は令和7年12月定例議会を予定しています。

なお、議会の議決を経たうえで指定管理者として決定することになりますのであらかじめご承知置きください。

(2) 協定の締結

指定管理者に指定された団体は、横須賀市と協議の上、基本協定を締結します。

また、基本協定の締結後に、事業年度毎の協定を締結します。

なお、協定書の解釈についての疑義及び定めのない事項が生じた場合は、横須賀市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

20 業務を実施するにあたっての留意点

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

- (1) 関連法令等の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- (3) 指定管理者として主体的に業務に取り組むとともに、市と連携を図った運営を行うこと。
- (4) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、市と協議すること。
- (5) 指定管理者会計専用の口座を設けて、経費及び収入は適正に管理すること。
- (6) 募集要項、仕様書及び協定に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、定めのない事項又は疑義が生じた場合については市と協議すること。
- (7) 市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の検査を行い必要な指示を行うことができること。

21 事業報告書等の提出について

- (1) 指定管理者は、月毎の管理業務の運営状況について市が指定する様式により、翌月15日までに報告してください。
- (2) 指定管理者は、応募時に提出した実施予定表に基づき、四半期ごとに提案事業等の実現状況を自己評価した実施予定表及びその他報告に必要な書類を各四半期終了後の翌月15日までに報告してください。また、年に1度、市は提案事業等の実現状況について評価を行います。実施予定表及びその評価については、次期指定管理者選考の際に、参考資料として選考委員会へ提供いたしますので、あらかじめご承知おきください。

- (3) 指定管理者は、会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を5月25日までに報告してください。
- (4) 指定管理者は、毎事業年度の決算確定後1か月以内に、当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類を提出してください。また、指定管理者は、当該事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類を提出したことがない場合は、当該書類を併せて提出してください。
- (5) 上記の事業報告書等について、市が決算報告等で公表する必要があると認める場合には、事業報告書等の内容を市が無償で利用できるものとしますので、あらかじめご了承ください。

22 事業の引継ぎ

指定管理者となる団体は、市と協議を行い、順次引継ぎ準備を行っていただきます。これに要する費用は、指定管理者となる団体の負担とします。引継ぎ準備期間中に職員の採用、施設管理業務やサービスに関する研修等を行い、スムーズな移管ができるようにしてください。

また、指定期間終了若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに必要なデータを提供しなければなりません。

23 スケジュール

令和7年7月8日（火）	応募者説明会
7月9日（水）～7月11日（金）	現地見学会
7月14日（月）～7月16日（水）	質問受付
7月25日（金）～	質問に対する回答（順次）
8月6日（水）～8月7日（木）	募集（申請受付）期間
9月下旬（予定）	ヒアリング及びプレゼンテーション
11月（予定）	選考結果の通知
12月（予定）	指定管理者指定議案の提出
12月（予定）	指定管理者の指定、告示
令和8年1月～3月（予定）	基本協定の締結、引継ぎ等
4月1日（水）	年度協定締結、施設の管理開始

24 その他

(1) 自主事業

指定管理者は、くりはま花の国ほか1箇所の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。

ただし、あらかじめ横須賀市の承認を受けなければなりません。

また、当該自主事業の提案時には、様式6「事業計画書」の関連する項番部分に記載し、自主事業の管理経費についても任意の様式または様式6「事業計画書」の関連する項番部分に記載してください。

(2) 新規事業提案

横須賀市では、くりはま花の国において、平成 28 年度にハーブ園に大型遊具を設置し、平成 29 年度にはハーブ園の階段改修およびロング滑り台の設置、さらには、令和 2 年度に冒険ランドの大型遊具の更新など、施設面での来園者増・満足度向上の施策を実施しております。

しかし、くりはま花の国の名前のとおり、当園の顔であるメインエントランスを彩るポピー・コスモス園では、近年の気候変動の影響もあり、花の育成に苦慮しているところがあります。また、毎年開催しているポピー祭り・コスモス祭りも開催回数を重ねており、今後新鮮さが失われていくことは否定できません。

そこで今回の募集に際しては、「来園者を圧倒させるような花によるメインエントランスづくり」をテーマとして、「単一種の花で埋め尽くされ、一面花のじゅうたんに覆われたような壮大な花畑」や「色鮮やかな種を組み合わせ、色彩のコントラストが楽しめる花畑」のような現在のコスモス・ポピー園における新たな植栽計画の積極的な提案をしてください。

なお、植栽については、コスモス・ポピーにこだわる必要はありませんので、提案事業者の強みを最大限に活かした手法をご提案ください。

なお、新規事業提案につきましては、事業初年度（令和 8 年度）から開始することまでは必ずしも求めませんので、初年度は準備期間とし、2 年目からの開始を想定するなど、なるべく早い事業年度での実現に向けた提案をお願いします。

あわせて、ハーブ園やペリー公園においても、同様に新規事業を積極的に提案していただくことを期待しています。

(3) 駐車場の利用料金および繁忙期における待機列緩和策等の提案

くりはま花の国駐車場の利用料金は、指定管理者の収入となります。そこで、民間事業者のノウハウを最大限活用していただくため、提案事業者は条例改正が前提となりますが、近隣施設や同種の公園の状況を踏まえ、駐車場の利用料金を新たに提案することができるものとします。ただし、条例改正にあたっては市議会の議決を得る必要があるため、提案額を保証するものではありませんので、ご注意ください。

なお、駐車場の利用料金に関する条例改正には時間を要するため、事業初年度（令和 8 年度）は準備・周知期間とし、2 年目から新たな利用料金として運用を開始すること等を想定した提案としていただきますようお願いします。

また、ゴールデンウィーク等の繁忙期においては、特に第 1 駐車場への入場待機列が幹線道路まで伸びてしまい、近隣施設に対しご迷惑をおかけしている状況があります。そこで、待機列の場所変更や車両の誘導方法、駐車場混雑の周知方法など具体的な待機列緩和策についても積極的にご提案ください。

(4) 実績数値の公表

地域貢献策などの選考基準の項目については、毎年度、実績数値の報告を求めており、その内容を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 改修等に伴う施設の休止や一部廃止等

くりはま花の国に関しては、改修工事等が夏季または冬季の閑散期に実施される可能性があります。工事期間等については、本市と指定管理者が事前に協議のうえ、実施期間の3ヶ月前までに決定します。

この場合、利用者への周知や現場の管理方法(立ち入り禁止措置等)について、協力をお願いします。また、管理経費等に大きな変更を要する場合には別途協議とします。

(6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する対応について

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、横須賀市では「横須賀市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下、「対応要領」）」を定めています。指定管理業務の実施に当たっては、対応要領に沿った対応をしてください。

また、障害のある方から求めがあった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮（講演会等の行事に手話通訳者や要約筆記者を配置すること等）を行うことが法的義務となっています。合理的配慮の提供に係る経費は、指定管理業務についての経費は市の負担、自主事業についての経費は指定管理者の負担となります。

(7) 観光立市の推進について

本市では、観光で地域経済を活性化させるため、観光立市推進基本計画及びアクションプランに基づき、観光振興に取り組んでおります。指定管理業務の実施にあたっては、基本計画及びアクションプランの趣旨を踏まえた対応に努めてください。

（例：イベント会場としての施設使用、各種PRへの協力、施設内での観光パンフレットの配架、観光ポスターの掲示、公衆無線LANの整備等）

(8) ウェブアクセシビリティについて

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を発信する場合は、すべての人が適切に情報を得られるよう、アクセシビリティに配慮してください。

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和5年10月から導入された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録が必要となります。また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな事務も発生します。消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」を確認し適切な対応を行ってください。

(10) 市内優先調達

本市では、市内経済の活性化を図るため、市にゆかりのある企業の製品を優先調達したり、地元事業者に優先的に事業を発注したりする取り組みを行っております。

本件業務の実施にあたっては、この取り組みの趣旨を踏まえた対応に努めてください。

《添付様式》

- (様式 1) 指定管理者指定申請書
- (様式 1－2 代表団体用) (様式 1－3 構成グループ (団体) 用)
- (様式 2) 団体概要書
- (様式 3) 役員等氏名一覧
- (様式 4) 共同事業体協定書兼委任状
- (様式 5) 管理実績、障害者雇用、所在地区分申告書
- (様式 6) 事業計画書
- (様式 7) 実施予定表
- (様式 8) 人員配置計画書
- (様式 9) 収支予算書
- (様式 10) 指定申請にかかる誓約書

問合せ先

横須賀市建設部公園管理課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046-822-9562

FAX 046-821-1523